KAWACHINAGANO BUSINESS GUIDE

-河内長野市企業立地ガイドブック-

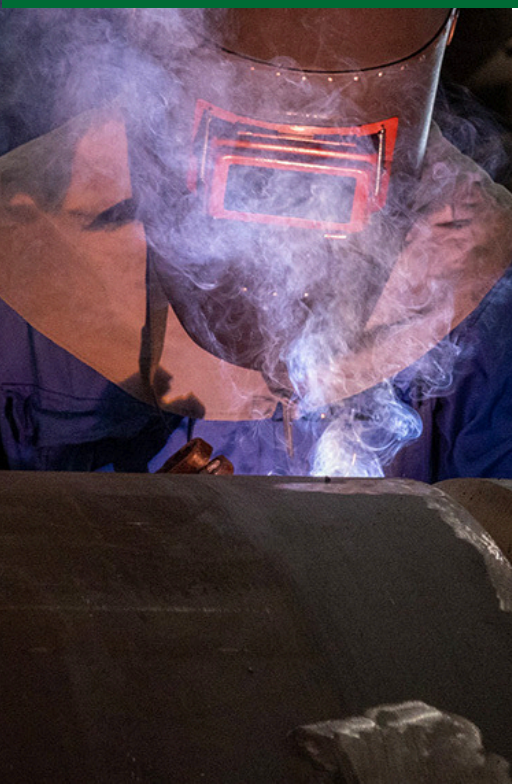

ビジネスに適したまち、河内長野

河内長野市は、大阪南東部に位置する街です。
大阪都心まで約30分という交通至便の地にありながら、豊かな自然に恵まれており、災害に強い頑強な地勢環境を有しています。
市では、新たな雇用の創出や産業の発展に努め、企業の皆さまのビジネスパートナーとして、立地におけるサポートや操業後の充実した支援を行っています。

1 優良な交通アクセス

南海高野線、近鉄長野線の鉄道２路線が連絡し、大阪なんばまで約30分で結ばれています。
自動車であれば、大阪外環状線で関西国際空港まで約50分と、海外とのビジネスにも便利です。
国道で和歌山、奈良方面などにもアクセスが確保されているため、事故や災害などが発生した際の事業継続にも有利です。
また、現在実施中の堺アクセス事業の進捗に伴い、堺・大阪市内方面や高速道路までのアクセスが良好になることが期待されます。

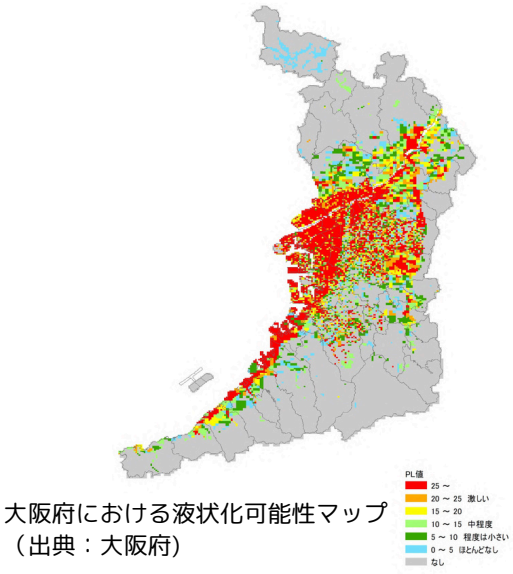

大阪府における液状化可能性マップ
（出典：大阪府）

2 安心・安全な住みよいまち

河内長野市は、大阪平野から南東部の丘陵地及び山地に位置し、大阪府随一の強固な地盤を有しています。
南海トラフ巨大地震が発生した場合、震度5強から6弱の揺れが想定されますが、津波被害や液状化現象の被害を受ける可能性は極めて低いとされています。
加えて、犯罪発生率は大阪府内33市の中で最小(令和5年度以降)であり、安心・安全で住みよいまちであるといえます。

3 人材の確保と産業支援機関

河内長野市は良好な住環境が形成されており、広い通勤エリアにも対応可能なため、従業員にとっても理想の場所であるといえます。
市では事業者をサポートする「事業者支援窓口」を開設し、新たな企業の立地や既存企業の事業拡張、新規の人材雇用を積極的に支援しているほか、各種補助金を含む事業者支援情報をリアルタイムで収集・発信しています。
また、市内企業同士が連携してオープンカンパニーイベント「ワークワクワク河内長野」を開催し、人材の確保や事業拡大を推進しています。

河内長野市
Kawachinagano City

河内長野市企業立地促進制度

河内長野市では、企業立地を促進するため「河内長野市企業立地促進条例」を制定しています。
産業の振興及び市民の雇用機会の拡大を図り、経済の発展に資することを目的として、「立地奨励金」「事業拡張奨励金」「雇用促進奨励金」「新エネルギー設備設置奨励金」の4つの支援策を設けています。

対象業種

日本標準産業分類における以下の業種
①製造業　②情報通信業
③道路貨物運送業　④学術・開発研究機関
⑤旅館・ホテル、簡易宿所
⑥スポーツ施設提供業、遊園地、テーマパーク

対象地域

市内全域
(用途地域等による制限はありません。但し都市計画法や建築基準法等の法令を遵守し取得等された土地・建物等に限ります。)

■立地奨励金

対象事業者	河内長野市内で新たに立地を行う市外事業者	
交付額	固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額	
交付上限額	上限なし	
交付期間	5年間	
交付要件	・土地取得日から3年以内に、自己の事業の用に供する建物を新設又は既存の建物を取得等すること。 ・建物は必ず事業者が所有すること（土地は賃借でも可。建物を賃借する場合や償却資産のみの場合等は対象外）。	
面積等要件	①市街化区域 土地取得　：　取得面積1,000㎡以上 建物新設等：　延床面積1,000㎡以上 償却資産　：　取得額1,000万円以上	②市街化調整区域 土地取得　：　取得面積2,000㎡以上 建物新設等：　延床面積2,000㎡以上 償却資産　：　取得額1,000万円以上

■事業拡張奨励金

対象事業者	河内長野市内で土地・建物を拡張・更新する市内事業者
交付額	固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額
交付上限額	上限なし
交付期間	5年間
交付要件	・土地を取得して事業を拡張する場合は、土地取得日から3年以内に、自己の事業の用に供する建物を新設又は既存の建物を取得等すること。 ・建物は必ず事業者が所有すること（土地は賃借でも可。建物を賃借する場合や償却資産のみの場合等は対象外）。
面積等要件	土地取得　：　取得面積100㎡以上 建物拡張・更新：　延床面積100㎡以上 償却資産　：　取得額1,000万円以上

助成制度

河内長野市
Kawachinagano City

■雇用促進奨励金

対象事業者	立地奨励金及び事業拡張奨励金対象者で、新たに河内長野市民を雇用した事業者
交付額	新規雇用者数1人につき10万円（障がい者雇用の場合、1人あたり10万円を加算）
交付上限額	1,000万円（1年間の上限200万円）
交付期間	5年間
交付要件	立地奨励金及び事業拡張奨励金対象事業者で、操業開始後2年を経過するまでに市民を正規雇用し、1年以上継続して雇用すること

■新エネルギー設備設置奨励金

対象事業者	立地奨励金及び事業拡張奨励金対象者で新たにエネルギー施設等のゼロカーボン実現に資する設備を整備した事業者
交付額	当該設備投資額の2分の1
交付上限額	300万円
対象設備	省エネルギーや自然エネルギー利用など環境への負担軽減に資する設備 （太陽光※10kw以上、風力、地熱、バイオマス、水力　等）

産業集積促進地域による助成制度

河内長野市では、市内の産業集積及び工場等の再投資を促進するため、市内の複数の工業用地を産業集積促進地域として指定しています。

指定地域図

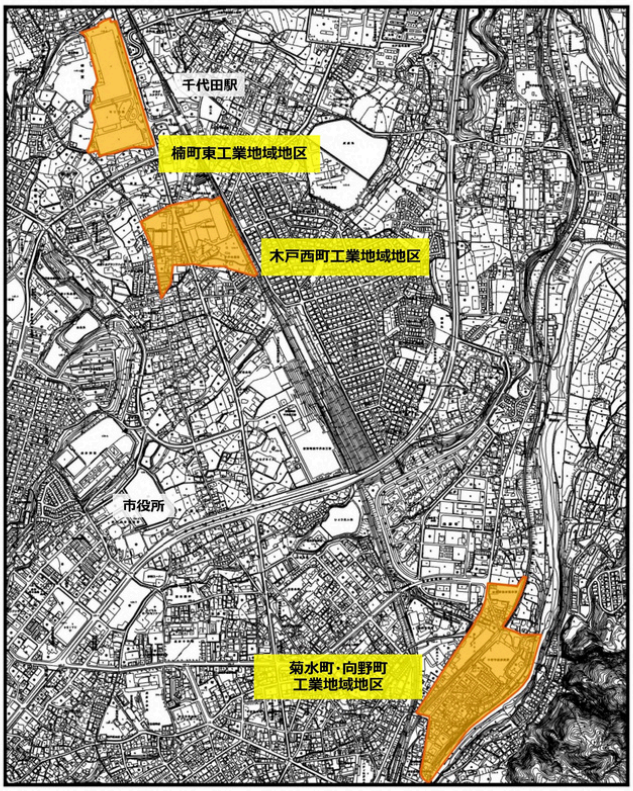

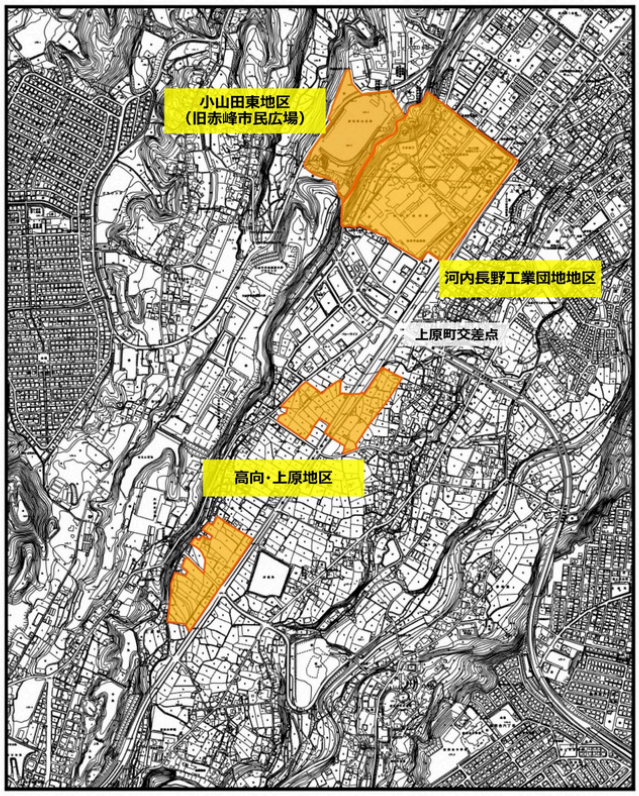

河内長野市
Kawachinagano City

産業集積促進地域による助成制度

指定地域一覧

・河内長野工業団地地区(上原西町及び寿町の各一部 14.5ha)
・河内長野市木戸西町工業地域地区(木戸西町一丁目及び二丁目の各一部 5.3ha)
・河内長野市楠町東工業地域地区(楠町東の一部 5.0ha)
・河内長野市菊水町・向野町工業地域地区（菊水町及び向野町の各一部 9.1ha）
・河内長野市小山田東工業地域地区(小山田町の一部 5.3ha)
・河内長野市高向・上原地区(上原町及び高向の一部 8.1ha)

■産業集積促進税制

府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋の取得に係る不動産取得税を減税します。

対象事業者	中小企業者及び中堅企業者で、産業集積促進地域内において、事業の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町が講ずる優遇措置を受けた方
対象不動産	産業集積促進地域内において取得した工場、研究所またはその敷地である土地 【家屋】 ①家屋を建築(新築、増・改築)した場合は、令和11年３月末までに建設の着手が行われたもの ②建築以外(売買、交換、贈与等)の場合は、令和11年３月末までに取得したもの 【土地】 ①令和11年3月末までに土地を取得し、取得から1年以内に対象家屋の建設着手が行われたもの ②対象家屋を取得(建築した場合を除く)場合
軽減額	対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額
上限額	２億円

■府内投資促進補助金

ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進を図るため、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う事業者に対し補助を行います。

対象事業者	産業集積促進地域内で工場または研究開発施設の新築・増改築を行い、かつ市町による優遇措置（企業立地促進制度）の適用を受けることが見込まれる中小企業者
補助対象施設	工場または研究開発に直接必要となる施設及び付帯施設 ※社員寮、福利厚生施設、売電目的の太陽光パネル等は補助対象外
補助率	補助対象施設投資額の５%(府内に本店、工場または研究開発施設を持つ企業は10%)
補助上限額	3,000万円
交付要件	【企業規模】 中小企業(製造業の場合、従業者300人以下または資本金3億円以下の会社及び個人) 【投資額】 １億円以上 【雇用】 府内の事業所における操業開始日の府内常用雇用者の総数が交付申請時の数を下回らないこと 【その他】 ・申請の翌日から3年以内に操業を開始すること ・操業開始後7年以上操業を継続すること

河内長野市
Kawachinagano City

国による立地助成制度（令和8年度）

■中堅・中小企業成長投資補助金

地方における持続的な賃上げを実現することを目的に、中堅・中小企業が足元の人手不足等の課題に対応し、成長してくことをめざして行う大規模投資に対して補助金を交付します。

対象事業者	中堅・中小企業者(常時使用する従業員数が2,000人以下の事業者等)
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費　など
上限額	50億円（補助対象経費の３分の１）
要件(一部)	・投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ・事業完了後、一定の賃上げ要件を満たすこと

■中小企業成長加速化補助金

中小企業の持続的な成長を後押しするため、売上高100億円をめざす成長志向型の中小企業の設備投資に対し、補助金を交付します。

対象事業者	売上高100億円への飛躍的成長をめざす中小企業者
補助対象経費	建物費、機械装置費、外注費　など
上限額	５億円（補助対象経費の２分の１）
要件(一部)	・投資額１億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ・「売上高100億円をめざす宣言」を行っていること ・事業完了後、一定の賃上げ要件を満たすこと

■中小企業新事業進出補助金

中小企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すため、既存事業と異なる新市場・高付加価値事業への前向きな挑戦にかかる設備投資等に対して補助金を交付します。

対象事業者	成長・拡大をめざした新規事業へ挑戦する中小企業者
補助対象経費	建物費、システム構築費、建物費　など
上限額	2,500万円～9,000万円（補助対象経費の２分の１） ※従業員数、賃上げ取組内容によって増減
要件(一部)	・付加価値額の年平均成長率4.0%以上 ・事業完了後、一定水準以上の賃上げを行うこと ・事業所内最低賃金を、地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

※各助成制度の詳細は、巻末の「各制度詳細ページ」内のQRコードよりそれぞれのwebサイトをご確認ください。

税優遇制度

河内長野市
Kawachinagano City

地域未来投資促進税制

「地域経済牽引事業計画」を策定し、大阪府の承認を受けるとともに国が定める先進性等の基準に適合すると認められた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

対象事業者	地域経済牽引事業計画に従って、建物・設備投資を行う事業者
要件(一部)	・設備投資額が1億円以上であること ・売上高の伸び率が０を上回っていること ・設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること
軽減額	法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大６%）
上限額	その事業年度の法人税額等の20%相当額

※「地域経済牽引事業計画」は河内長野市が策定している、地域未来投資促進法に基づく「大阪府河内長野市基本計画」の内容に従い作成し、大阪府の承認を受ける必要があります。
※税優遇措置を受けるためには、上記計画の承認に加えて、国による課税特例の確認を受ける必要があります。

中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内(～令和９年３月３１日)に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業のように供した場合、即時償却又は税額控除を受けることができます。

対象事業者	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力強化計画を有する中小企業者等(資本金出資金の額が１億円以下の法人、個人、又は、資本金や出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が１０００人以下の法人、協働組合等)
対象設備	経営力向上計画に基づき取得し、事業の用に供した、以下の一定の設備 【対象設備(最低取得価格)】 ①機械装置(１６０万円以上) ②工具(３０万円以上) ③建物附属設備(６０万円以上) ④ソフトウェア(７０万円以上)
優遇措置	法人税について、即時償却又は取得価格の１０%の税額控除

融資制度

河内長野市
Kawachinagano City

河内長野市小規模資金融資

大阪府との連携により、市内事業者の経営の安定を図るため、事業活動に必要な資金を融資します。

対象事業者	市内に在住の個人または営業所のある会社等で、市内で同一事業を6か月以上引き続き営んでいる事業者で、常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の会社及び個人、または資本（出資）の額が1,000万円以下の会社・組合
融資限度額	500万円
貸付利率	大阪府小規模資金融資の利率から0.6%減じた利率
融資期間	7年以内

河内長野市設備投資応援融資

市内で事業を営む中小企業者の設備導入を応援するため、大阪府と連携した融資を行います。

対象事業者	市内で事業を営み、経営基盤の強化に必要な設備を市内に導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な中小事業者　他
融資限度額	3,000万円（一般型と計画認定型の併用）
貸付利率	大阪府設備投資応援融資の利率から0.2%減じた利率
融資期間	10年以内

各制度詳細ページ

- 企業立地促進制度
- 府内投資促進補助金
- 中小企業成長加速化補助金
- 地域未来投資促進税制
- 中小企業強化税制
- 産業集積促進税制
- 大規模成長投資補助金
- 中小企業事業進出補助金
- 事業者支援情報一覧

独自の取組み

河内長野市
Kawachinagano City

河内長野市事業者支援窓口

事業者支援に特化した公式LINEアカウントを運用し、市の支援施策をはじめ、国や大阪府が実施する支援施策や補助金情報等をリアルタイムで発信しています。
また、専用の直通相談電話を設置しており、スムーズで迅速な相談を可能としています。

公式LINEアカウント

QRコードよりLINEの
友だち登録が可能です。

ID:@kawachi-support

直通電話・E-mail

TEL：0721-53-6075
E-mail：jigyousha-shien@city.kawachinagano.lg.jp

河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例

河内長野市では、中小企業等の振興に関する基本方針や中小企業者等の努力、市の責務、商工業団体、大企業者、金融機関、教育・研究機関及び市民の役割を明確にして中小企業等の振興を推進するため、『河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例』を制定しました。
本条例に基づき、より効果的な企業誘致や各種補助金制度等の事業者支援施策を実施し、中小企業・小規模企業の振興、市内産業の活性化をめざします。

ワークワクワク河内長野

地域一体型オープンカンパニーイベント「ワークワクワク河内長野」を開催しています。
自社の製品やサービス等の魅力・強みを再認識することで、会社としてのPR力の向上や、地域における認知度が向上することで新規採用につながる等、様々な効果を生んでいます。
また、参加事業者同士の交流・連携も活発になり、新たなビジネスが日々生まれています。

公式ホームページ

https://workwaku2-kawachinagano.com/

河内長野市企業紹介ガイドブック

市内で働きたいと思う求職者と人材雇用に積極的な企業をマッチングさせ、また市内事業者同士の交流を活発にすることを目的に、「企業紹介ガイドブック」を発行しています。
各社の商品やサービス等の魅力、先輩社員の声や現場の雰囲気等を発信し、市内企業をより身近に感じてもらえる内容になっています。

Webブック

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/book/list/book114.html/